

母子健康手帳、母子保健情報等に関する資料

母子保健法の概要

1. 目的

母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

2. 定義

妊産婦…妊娠中又は出産後1年以内の女子

幼児…満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者

乳児…1歳に満たない者

新生児…出生後28日を経過しない乳児

3. 主な規定

1. 保健指導(第10条)

市町村は、妊産婦等に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導を行い、又は保健指導を受けることを勧奨しなければならない。

2. 健康診査(第12条、第13条)

- ・市町村は1歳6か月児及び3歳児に対して健康診査を行わなければならない。
- ・上記のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

3. 妊娠の届出(第15条)

妊娠した者は、速やかに市町村長に妊娠の届出をしなければならない。

4. 母子健康手帳(第16条)

市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。

5. 妊産婦の訪問指導等(第17条)

市町村長は、健康診査の結果に基づき、妊産婦の健康状態に応じ、職員を訪問させて必要な保健指導を行い、診療を受けることを勧奨するものとする。

6. 産後ケア事業(第17条の2)

市町村は、出産後1年を経過しない女子及び乳児の心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に関する指導、相談その他の援助(産後ケア)を必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児につき、産後ケア事業を行うよう努めなければならない。

※令和3年4月1日施行予定

7. 低体重児の届出(第18条)

体重が2,500g未満の乳児が出生したときは、その保護者は、速やかに、その旨をその乳児の現在地の市町村に届け出なければならない。

8. 養育医療(第20条)

市町村は、未熟児に対し、養育医療の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。

9. 母子健康包括支援センター(第22条)

市町村は、必要に応じ、母子健康包括支援センター(子育て世代包括支援センター)を設置するよう努めなければならない。

母子健康手帳について

概要

- 市町村が、妊娠の届出をした者に対して交付（母子保健法第16条第1項）。
- 妊娠、出産及び育児に関する一貫した健康記録であるとともに、乳幼児の保護者に対する育児に関する指導書である。

構成と内容

- ① **必須記載事項（省令事項）**：妊産婦・乳幼児の健康診査、保健指導に関する記録等
必ず記載しなければならない全国一律の内容。厚生労働省令で様式を規定している。
ex. 妊娠中の経過、乳幼児期の健康診査の記録、予防接種の記録、乳幼児身体発育曲線
- ② **任意記載事項（通知事項）**：妊産婦の健康管理、乳幼児の養育に当たり必要な情報等
自治体の任意で記載する内容。厚生労働省令で記載項目のみを定め、通知で様式を示している。
自治体独自の制度等に関する記載も可能。
ex. 日常生活上の注意、育児上の注意、妊産婦・乳幼児の栄養の摂取方法、予防接種に関する情報

沿革

年次	名称	内容
昭和17年～	妊産婦手帳	出産の状況、妊産婦・出産児の健康状態等
昭和23年～	母子手帳	乳幼児期までの健康状態の記録欄等の追加
昭和41年～	母子健康手帳	医学的記録欄がより詳細に 保護者の記録欄等の追加（育児日誌的性格も付加）
平成4年～	母子健康手帳	交付主体が都道府県又は保健所を設置する市から市町村へ 手帳の後半部分を任意記載事項に

※平成22年乳幼児身体発育調査、近年の社会的変化及び母子保健の変化等を踏まえ、「母子健康手帳に関する検討会」を開催し、平成23年11月に報告書を取りまとめ、その報告書を踏まえ必須記載事項（省令）及び任意記載事項（通知）の様式改正を行った。 →平成24年4月1日から各市町村において新様式を交付

母子健康手帳に関する関係法規

母子保健法

○第15条関係

- ・妊娠した者は、速やかに市町村長に妊娠の届出をしなければならない。

○第16条関係

- ・市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。
- ・**母子健康手帳の様式は、厚生労働省令で定める。**

母子保健法施行規則

○第7条関係

- ・母子健康手帳には、**様式第3号に定める面**のほか、**次の各号に掲げる事項を示した面**を設けるものとする。

- ①日常生活上の注意、健康診査の受診勧奨、栄養の摂取方法、歯科衛生等妊産婦の健康管理に当たり必要な情報
- ②育児上の注意、疾病予防、栄養の摂取方法等新生児の養育に当たり必要な情報
- ③育児上の注意、疾病予防、栄養の摂取方法、歯科衛生等乳幼児の養育に当たり必要な情報
- ④予防接種の種類、種類時期、接種に当たっての注意等予防接種に関する情報
- ⑤母子保健に関する制度の概要、児童憲章等母子保健の向上に関する情報
- ⑥母子健康手帳の再交付に関する手続等母子健康手帳を使用するに当たっての留意事項

・**様式3号に定める面を設けるものとする。**

これらの規定に基づき、全国統一様式である母子保健法施行規則様式第3号、いわゆる『**省令様式**』を規定(児童家庭局長通知で作成及び取扱い要領を通知)

・**次の各号に掲げる事項を示した面を設けるものとする。**

これらの規定に基づき、市町村の各々の判断で具体的な記載内容、いわゆる『**任意様式**』を作成(母子保健課長通知で作成例を通知)

(参考) 母子健康手帳の主な改正の経緯

改正年	主な改正内容等
昭和51年改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母親の記入欄を増やし、母子の健康記録として活用できるようにした。 ・ 発育障害等の早期発見に役立つよう子どもの成長発育過程に沿って具体的な設問を設けた。 ・ 身体発育パーセンタイル値を取り入れた。
昭和62年改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の早期発見に資する質問や、精神発達・運動発達、親子関係に関する質問を加えた。 ・ 歯科保健の記載欄を新たに設けた。 ・ 今までにかかった主な病気欄を設け、学校保健への連携を考慮した。 ・ 産後の母親の記録欄に精神状態をチェックする設問を設けた。
平成3年改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手帳の交付事務が市町村に委譲されることを踏まえ、自治体の特性を盛り込めるようにした。 ・ 育児のしおり、事故防止、乳幼児の栄養、出産・育児に関する働く女性のための法律等の情報を記載した。
平成14年改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の不安をあおらないよう、離乳の状況や乳幼児身体発育曲線に幅をもたせた。 ・ 乳幼児虐待の防止に配慮し、子育て支援のための記述の充実を図った。 ・ 父親の育児参加を促進する記載を追加した。 ・ 働く女性のための出産、育児に関する制度の解説を充実した。
平成20年改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 離乳の時期の概念を従前の5か月頃から、5～6か月頃に遅らせたことに 伴い所要の記載内容を改正。 ・ 1歳健康診査頁及び保護者の記録（1歳6か月の頃）頁について、表現を適正化する趣旨から、記載中「おやつ」を「間食（おやつ）」に改正。
平成23年改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊婦経過の記載欄に <ol style="list-style-type: none"> ① 妊娠・分娩の際のリスクに関する情報を追記。 ② 妊婦健康診査の記録欄の増加、③妊産婦等の自由記載欄の増加。 ・ 成長発達の確認項目の一部について、保護者が記載しやすいよう、達成時期を記載する形式に改正。 ・ 胆道閉鎖症等、生後1ヶ月前後に便色の異常を呈する疾患の早期発見のため、新生児の便色に関する情報を記載。 ・ 乳幼児身体発育曲線及び幼児の身長体重曲線を改訂。

平成23年度母子健康手帳の検討会について

概要

平成22年乳幼児身体発育調査、近年の社会的変化及び母子保健の変化等を踏まえ、「母子健康手帳に関する検討会」を開催し、平成23年11月に報告書を取りまとめ、その報告書を踏まえ省令事項及び任意記載事項の様式改正を行った。

母子健康手帳に関する検討会報告書の内容

- 妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進の重要性に鑑み、母子健康手帳の名称は変更しない
- 省令様式の分量が増加する場合、任意様式の簡略化を行うが、最低限に必要な知識は引き続き情報提供する。
- 妊産婦の意識の変化、妊婦健康診査の充実等を受け、妊娠経過の記載欄を拡充、自由に記入できる欄を増やす。
- 胆道閉鎖症等、生後1か月前後の児の便色の異常を呈する疾患の早期発見のため、便カラーカードを母子健康手帳と一体的に利用できるようにする。
- 平成22年乳幼児身体発育調査に基づき、乳幼児身体発育曲線及び幼児身長体重曲線を改訂する。
- 予防接種記載項目について、定期接種の記載欄を一連の様式とし、任意記載欄を増やすなど充実を図る。
- 母子健康手帳以外の情報提供のあり方、健康診査等のデータの管理や活用等課題について今後さらに検討する。

データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会 中間報告書（概要）

【経緯】

- 2018年1月に厚生労働省「データヘルス改革推進本部」のもとに、新たに「乳幼児期・学童期の健康情報」プロジェクトチームが設置され、乳幼児期、学童期を通じた健康情報の利活用等について検討を進めることとなった。
- これを受け、同年4月に子ども家庭局長の下に「データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会」を設置し、乳幼児健診及び妊婦健診の健診情報の電子的記録様式の標準化及び電子化に関する検討を行った。

政府方針

乳幼児期・学童期の健康情報の一元的活用の検討などに取り組む。

（経済財政運営と改革の基本方針 平成30年6月15日閣議決定）

P H R（Personal Health Record）について、平成32年度より、マイナポータルを通じて本人等へのデータの本格的な提供を目指す。そのため、予防接種（平成29年度提供開始）に加えて、**平成32年度から特定健診、乳幼児健診等の健診データの提供を開始することを目指す。**（未来投資戦略2018 平成30年6月15日閣議決定）

【中間報告書の主な内容】

1. 電子的に記録・管理する情報

- 乳幼児健診（3～4か月、1歳半、3歳）及び妊婦健診の健診情報にかかる「標準的な電子的記録様式」及び「最低限電子化すべき情報」を検討。

乳幼児健診・妊婦健診で把握される情報



標準的な電子的記録様式

最低限電子化すべき情報

	概要	例
標準的な電子的記録様式	本人又は保護者が自己の健康管理のために閲覧する情報で、市町村が電子化することが望ましい情報。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 疾病及び異常の診察所見 ・ 新生児聴覚検査に関する情報 ・ 風疹抗体検査に関する情報
最低限電子化すべき情報 ※妊婦健診は対象外	転居や進学の際に、他の市町村や学校に引き継がれることを前提として、市町村が必ず電子化する情報。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各健診時における受診の有無 ・ 診察所見の判定に関する情報

2. 電子的記録の利活用について

「マイナンバー制度により管理」「特定の個人を識別する識別子はマイナンバー」

マイナポータルでの閲覧

市町村間での情報連携

（背景）・ 健診の実施主体たる市町村において情報が保有・管理されている
・ マイナンバー制度に係る情報インフラが全国的に整備されている



- 生涯を通じたP H R制度構築の観点から、医療機関等においては、健診情報等をマイナンバーにより管理することになっていないことも踏まえ、医療情報も含めた個人の健康情報を同一のプラットフォームで閲覧する方法等について今後検討が必要。
- 現状、学校そのものは、マイナンバー制度において番号利用を行うことができる行政機関、地方公共団体等として位置づけられていないため、学校健診情報と母子保健情報の連携に当たっては検討が必要。
- 市町村が精密健康診査対象者の精密健康診査結果を確認する際に、医療機関から返却される精密健康診査結果を効率的に照合する等の活用を進めることを念頭に、被保険者番号も把握する方向。

3. 今後の検討事項

- 引き続き検討が必要とされた主な課題。
 - ・ 電子的記録の保存年限
 - ・ 電子的記録の保存形式の標準化
 - ・ データ化する項目の定義や健診の質の標準化
 - ・ 学校健診情報との連携について
 - ・ 任意の予防接種情報の把握について
 - ・ 市町村における母子保健分野の情報の活用の在り方について
 - ・ ビッグデータとしての利用について
 - ・ 個人単位化される被保険者番号の活用にかかる検討も踏まえた医療等分野における情報との連携について など

標準的な電子的記録様式の項目一覧

※ 赤字は市町村が必ず電子化する項目
(最低限電子化すべき項目)

妊婦健診

○各回の妊婦健康診査において実施する事項

- ・診察月日
- ・妊娠週数
- ・体重
- ・妊娠前の体重
- ・最終健診時体重・身長
- ・妊娠高血圧症候群
- ・妊娠糖尿病

○必要に応じた医学的検査の結果

- ・血液型等の検査
 - ・ABO血液型
 - ・Rh血液型
 - ・不規則抗体
- ・B型肝炎抗原検査
- ・C型肝炎抗体検査
- ・風疹抗体
- ・血算検査
 - ・ヘモグロビン
 - ・ヘマトクリット
 - ・血小板
- ・HTLV-1抗体検査
- ・子宮頸がん検診

○妊娠中と産後の歯の状態

- ・初回診査
- ・妊娠(週数)
- ・要治療のむし歯
- ・(ありの場合の本数)
- ・歯石
- ・歯肉の炎症

○出産の状態

- ・妊娠期間
- ・娩出日時
- ・分娩経過
- ・分娩方法
- ・分娩所要時間
- ・出血量
- ・出血量
- ・輸血(血液製剤を含む)の有無

○出産時の児の状態

- ・性別
- ・数
- ・体重
- ・身長

乳幼児健診

基本情報	3～4か月児健診	1歳6か月児健診	3歳児健診
	各共通項目		
<ul style="list-style-type: none"> ・健診受診日 ・身長 (出生時の身体計測値含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・健診受診時月齢 ・体重 	<ul style="list-style-type: none"> ・胸囲 	<ul style="list-style-type: none"> ・頭囲
<妊娠及び分娩歴> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中の特記事項 ・妊娠高血圧症候群 ・尿蛋白 ・尿糖 ・高血圧/浮腫 ・貧血 ・糖尿病 ・多胎妊娠 ・分娩時の特記事項 ・帝王切開術 ・骨盤位 ・在胎週数 ・出生時の特記事項 ・新生児期の特記事項 ・栄養方法 ・先天性代謝異常等検査 ・新生児聴覚検査 <ul style="list-style-type: none"> ・初回検査 ・再検結果 ・精密検査 <発達> <ul style="list-style-type: none"> ・笑う ・追視 ・定頸 ・人の声のする方に向く ・おもちゃをつかむ ・お座り ・発語 ・ひとり歩き ・二語文 	診察所見		
	・判定 <ul style="list-style-type: none"> ・身体的発育状況 ・精神発達 ・運動機能 ・神経系・感覚器系 ・血液系 ・皮膚 ・循環器系 ・呼吸器系 ・消化器系 ・泌尿生殖器系 ・先天性の身体的特徴 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・けいれん ・股関節 ・斜頸 ・股関節開排制限 ・代謝系 	<ul style="list-style-type: none"> ・熱性けいれん ・視覚 ・聴覚 	<ul style="list-style-type: none"> ・熱性けいれん <検尿> <ul style="list-style-type: none"> ・蛋白 ・糖 ・潜血 <眼科所見> <ul style="list-style-type: none"> ・判定 ・視力(両目・右眼・左眼) ・眼位異常 <耳鼻咽喉科所見> <ul style="list-style-type: none"> ・判定 ・聴力(難聴)(右・左)
		歯科所見	
		・判定 <ul style="list-style-type: none"> ・むし歯の状態 ・未処置のむし歯 ・処置済のむし歯 ・歯肉・粘膜 ・かみ合わせ 	
		育児環境等	
	・栄養 <ul style="list-style-type: none"> ・栄養法 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・母乳 ・離乳 		
		精密健康診査	
	・(健康診査依頼)日付 <ul style="list-style-type: none"> ・(精密検査受診)日付 		
		・所見又は今後の処置 8	

(参考) データヘルス改革に関する工程表

第8回データヘルス改革推進本部
(令和3年6月4日)資料1より抜粋

- マイナポータル等を通じて、自身の保健医療情報を把握できるようにするとともに、UI（ユーザーインターフェース）にも優れた仕組みを構築する。
また、患者本人が閲覧できる情報（健診情報やレセプト・処方箋情報、電子カルテ情報、介護情報等）は、医療機関や介護事業所でも閲覧可能とする仕組みを整備する。
→ これにより、国民が生涯にわたり自身の保健医療情報を把握できるようになるとともに、医療機関や介護事業所においても、患者・利用者ニーズを踏まえた最適な医療・介護サービスを提供することが可能になる。

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	
自身の保健医療情報を閲覧できる仕組みの整備	健診・検診情報							
	乳幼児健診・妊婦健診	●	マイナポータルで閲覧可能（2020年6月～）					→
	特定健診		●	マイナポータルで閲覧可能（2021年10月～）				→
	事業主健診（40歳未満）		法制上の対応・システム改修			●	マイナポータルで閲覧可能（2023年度中～）	
	自治体検診 がん検診、骨粗鬆症検診 歯周疾患検診、肝炎ウイルス検診		データ標準化、システム要件整理	システム改修		●	マイナポータルで閲覧可能（2022年度早期～）	
	学校健診（私立等含む小中高大）		標準的な記録様式の策定	実証実験、システム改修		システム整備でき次第、随時提供開始		●
	予防接種 定期接種 A類：ジフテリア、百日せき等 B類：高齢者のインフルエンザ、肺炎球菌	●	2017年6月以降の定期接種歴はマイナポータルで閲覧可能（2017年6月～）					→
	安全・安心な民間PHRサービスの利活用の促進に向けた環境整備		ガイドライン整備	●	マイナポータルと民間PHR事業者のAPI連携開始（2021年度早期～）		業界団体等と連携した第三者認証の立ち上げ	●
	より利便性の高い閲覧環境の在り方の検討			マイナポータルの利便性向上に向けた取組	ヒストリカルな健康情報にアクセスしやすい仕組みなど、利便性の高い閲覧環境の在り方を検討（マイナポータル以外の方策を含む）		●	検討結果を踏まえた措置（2024年度以降順次～）

マイナポータルで閲覧可能（2022年度中～）
※2024年度中に全国の学校で対応

※新型コロナワクチンについては、ワクチン接種記録システム（VRS）を開発・運用
※可能な限り早い段階で、新型コロナワクチンについても閲覧可能に

適切な民間PHRサービスの提供に向けて第三者認証制度等の運用開始（2023年度～）

※可能なものから2024年度を待たずに順次閲覧可能に

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	
医療・介護分野での情報活用の推進	<p>医療機関等で患者情報が閲覧できる仕組み</p> <p>患者本人が閲覧できる情報（健診情報やレセプト・処方箋情報、電子カルテ情報、介護情報等）は、本人同意の上で、医療機関・介護事業所等でも閲覧可能とする仕組みを整備（2020年度以降順次～）※ 災害・救急時には、本人確認のみで情報を閲覧可能な仕組みを整備</p> <p>その他情報（自治体検診、予防接種歴、学校健診等）についても、2021年度中に国民に負担のかからない具体的な方策や開始時期についてIT室（デジタル庁）と共に調査検討し、結論を得る。</p> <p>電子処方箋情報（リアルタイムの処方・調剤情報）22年夏～閲覧可能 特定健診情報・薬剤情報（レセプトに基づく過去の処方・調剤情報）は2021年10月～閲覧可</p>						
	<p>医療機関間における情報共有を可能にするための電子カルテ情報等の標準化</p> <p>すでに情報交換（画像情報・検査情報等）している医療機関など、準備が整っている機関では、下記にかかわらず共有開始</p> <p>医療機関間で共有（交換）するデータ項目、技術的な基準の検討・決定</p> <p>異なる電子カルテシステムやPHRとデータ交換可能な技術基準に対応した仕組みの開発</p> <p>医療機関NWへの組み込み</p> <p>PHR等と共有する情報（画像情報等）の検討</p> <p>システム要件の整理、システム改修等</p> <p>システム稼働（2024年度以降順次～）</p> <p>対応可能な所から順次情報共有（2022年度以降順次～）</p> <p>左記を踏まえたシステムの課題整理・開発</p> <p>全国的に電子カルテ情報を閲覧可能とするための基盤のあり方（※）をIT室（デジタル庁）とともに調査検討し、結論を得る ※主体、費用、オンライン資格確認等システムや政府共通基盤との関係、運用開始時期、医療情報の保護と利活用に関する法制度の在り方</p>						
	<p>介護事業所間における介護情報の共有並びに介護・医療間の情報共有を可能にするための標準化</p> <p>介護情報の共有や標準化に係る調査</p> <p>全国的に介護記録支援システムの情報を含めた介護情報を閲覧可能とするための基盤のあり方についてIT室（デジタル庁）とともに検討し、結論を得る</p> <p>左記を踏まえたシステムの課題解決・システム開発</p>						
	<p>自立支援・重度化防止等につながる科学的介護の推進</p> <p>CHASEフィードバック機能の開発</p> <p>事業所・利用者単位のフィードバックや解析による科学的介護の推進（2021年度～）</p> <p>CHASE等による自立支援等の効果を検証</p> <p>NDB・介護DB連結解析開始</p> <p>VISIT・CHASEを一体的運用、介護DBとの連結解析開始</p> <p>新たな情報収集システムに向けた更なるデータ項目の整理</p> <p>次期システムの開発</p> <p>次期システムの運用開始によるデータに基づく更なる科学的介護の実現（2024年度～）</p>						
	<p>※ 2021年度から、CHASE・VISITを一体的に運用するにあたって、科学的介護の理解と浸透を図る観点から、以下の統一した名称を用いる。 科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence; LIFE ライフ）</p>						

自治体における母子保健ツールの導入状況

自治体向け調査 | ツール導入状況

導入自治体は全体の約42%存在し、特に子ども子育て領域に特化したアプリを導入している自治体の割合が高い。

設問3-1 貴自治体では、母子保健に係る以下の電子ツールを導入していますか。

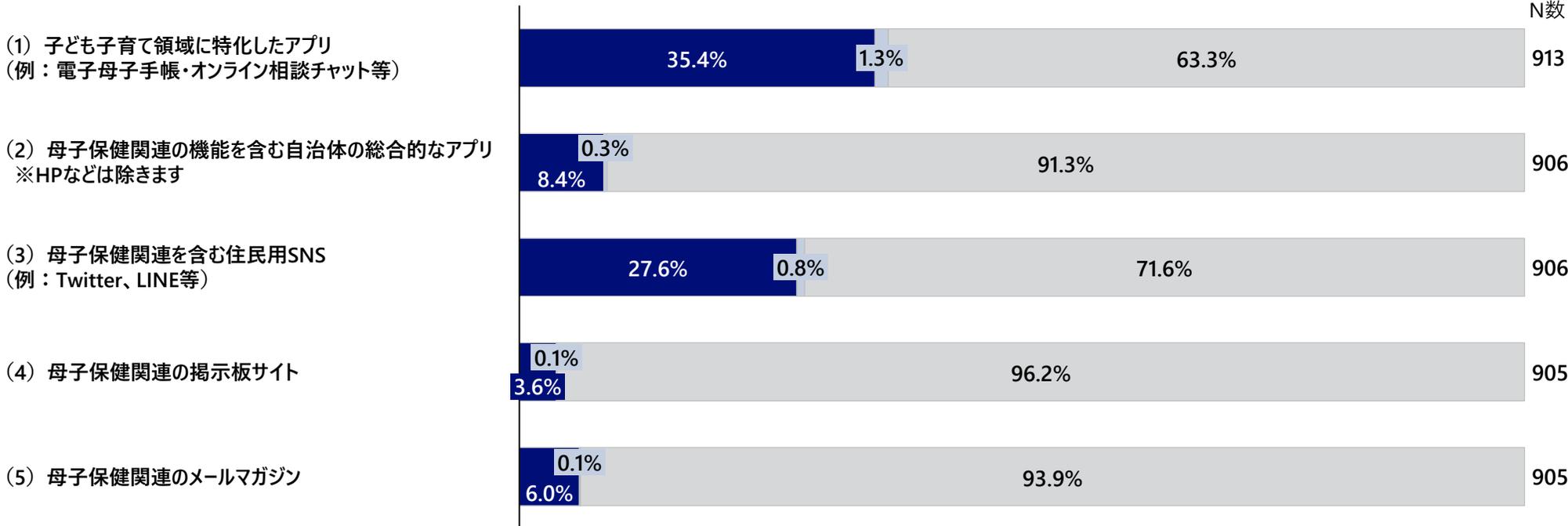
ツール導入状況

導入自治体
(1もしくは2で (ア)、(イ) を選択)
385 (42.1%)

未導入自治体
529 (57.9%)

※ 調査対象：1,741市町村を対象
有効回答：914自治体（有効回答率52.5%）

■ (ア) 既に導入している
■ (イ) まだ導入はしていないが、既に導入することは決まっている
■ (ウ) 導入していない

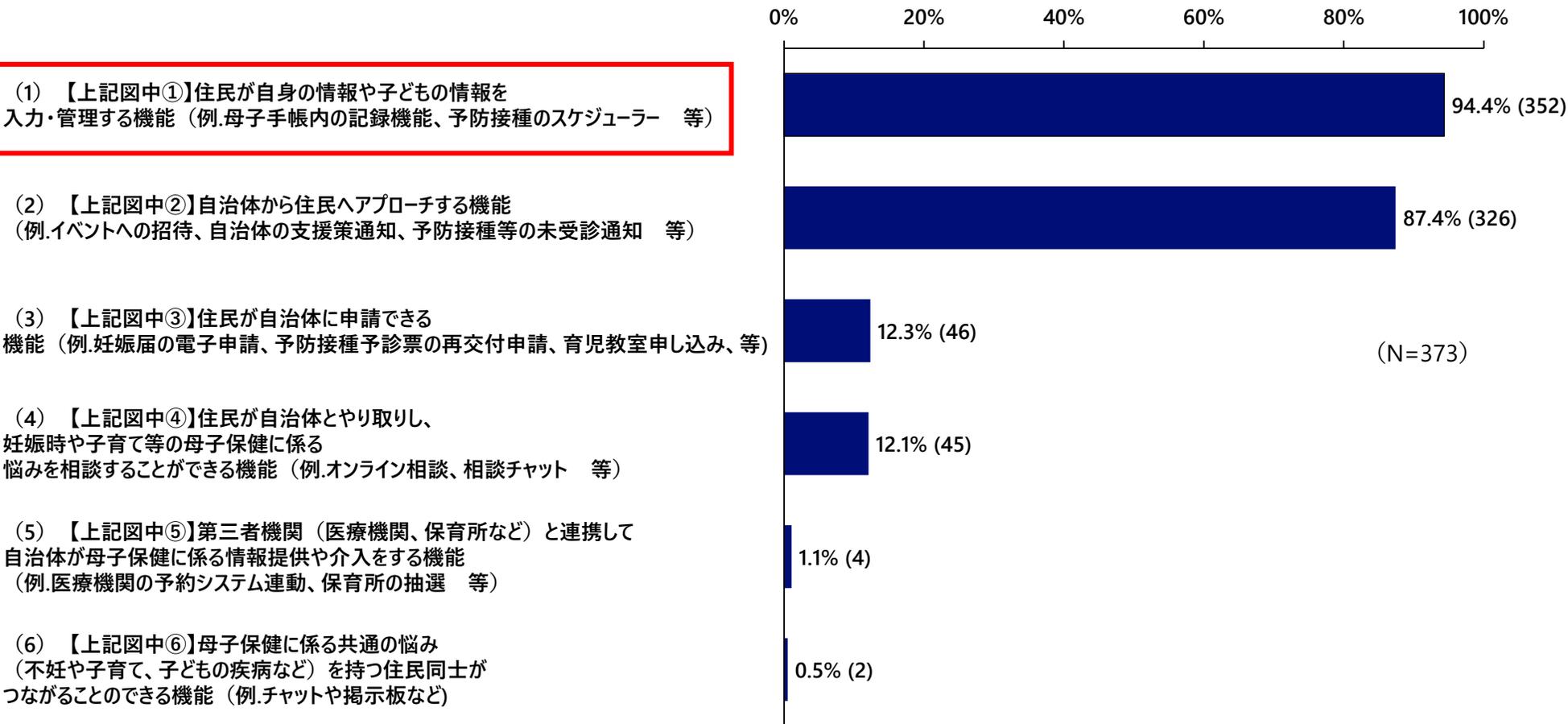


(出典) 令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「我が国の電子的な母子保健ツールと活用に関する実態調査」

自身および子どもの情報を入力・管理する機能や、住民へ通知する機能はほとんどのツールに実装されているが、申請機能や双方向のやり取りができる機能は1割程度にとどまっている。

設問3-8 A 貴自治体が提供しているアプリでは、どのような機能を提供していますか。

※ 調査対象：1,741市町村を対象。
 有効回答914自治体（有効回答率52.5%）のうち、電子的な母子保健ツールの導入自治体は全体の42.1%である385自治体。



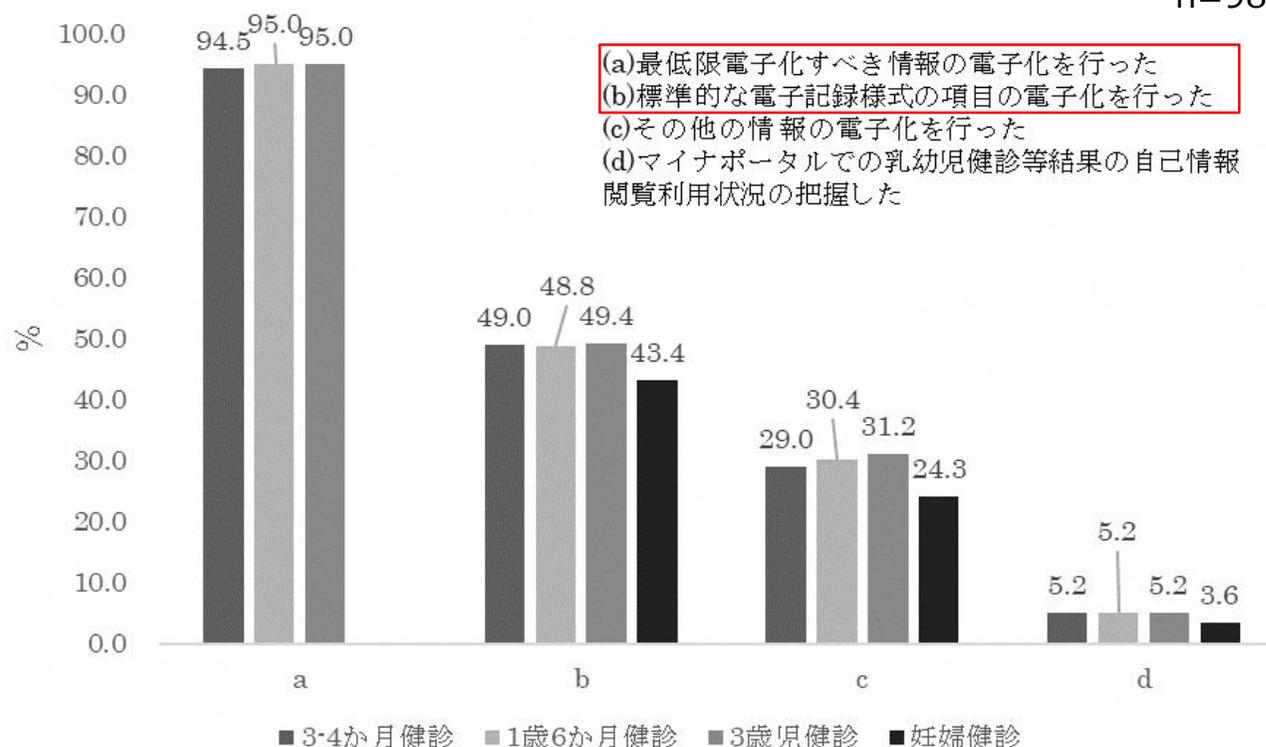
(出典) 令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「我が国の電子的な母子保健ツールと活用に関する実態調査」

自治体における乳幼児健診等の母子保健情報の電子化の実施状況

- 2020年12月1日～2021年1月29日に、全国1,741市区町村に、乳幼児健診等の母子保健情報の電子化の実施状況等の調査を実施し、985の市区町村から回答を得られた。（回答率56.6%）
- 9割以上の自治体で乳幼児健診における最低限電子化すべき情報の電子化は実施されていたが、標準的な電子記録様式の項目の電子化は約5割であった。

乳幼児健診等の母子保健情報の電子化の実施状況

n=985



自治体における母子保健情報の情報連携等の実施状況について

- 令和3年6月に母子保健課において、令和2年度母子保健事業の実施状況等調査を1,741市区町村に実施した。
- 母子保健情報の情報連携等の実施状況として、「自治体間におけるマイナンバーを用いた乳幼児健診等の情報連携を活用している」自治体は、789自治体（45.3%）であった。
- また、「マイナポータルを通じて乳幼児健診等の健診情報を住民へ提供している」自治体は、740自治体（42.5%）であった。

【調査対象：1,741 市区町村】

（回答）1,741 市区町村

	項目	自治体数	割合
母子保健情報の 情報連携等の 実施状況	自治体間におけるマイナンバーを用いた 乳幼児健診等の情報連携を活用している	789	45.3%
	マイナポータルを通じて乳幼児健診等の 健診情報を住民へ提供している	740	42.5%

※ 上記項目については、令和2年度母子保健事業の実施状況等調査より、調査開始。

出典：令和2年度母子保健事業の実施状況の調査結果 別紙1 母子保健事業の実施状況（全市区町村、県型保健所、都道府県の集計）より抜粋

令和3年度母子健康手帳等に関する意見を聴く会について

概要

- 母子をめぐる状況が変化中、母子保健の利用者のニーズを把握する機会が限られていた。
- 母子健康手帳の運用のあり方、父親や家族、地域との関わりを踏まえた母子健康手帳の名称、今後の妊産婦健診や乳幼児健診、母子保健の目指す方向性等について、利用者や支援者の立場からのヒアリングを実施し、今後の検討に向けての意見をまとめた。

今後に向けた論点

(1) 母子健康手帳の名称について

母子健康手帳という名称を引き続き用いるという意見が多かったが、父親の育児参加の重要性や多様な家族形態がある中でどのような名称とすることが良いか検討する必要がある。

(2) 母子健康手帳の電子化について

紙だけではなく電子的な母子健康手帳の併用を求める意見が多かった。社会のデジタル化が進む中で、母子健康手帳について電子化の意義や電子化すべき内容、紙で残すべき内容、電子化の方法等について検討する必要がある。

(3) 母子健康手帳の内容について

母子健康手帳の内容については、QRコード等を活用し、最新情報や正確な情報にアクセスできることが望ましく、父親や家族の参画を促すような仕組みや、地域の支援サービスとの連携が可能となる仕組みを盛り込むことが必要である。また、母子健康手帳の活用方法を両親学級等で伝える等、活用を促す工夫も重要である。

(4) 多様性への対応について

多胎児、低出生体重児、障害のある子ども、外国人家庭等多様なニーズに対応する母子保健施策が求められる中で、母子健康手帳を含めた情報発信の多様化が必要である。

(5) 乳幼児健診や妊産婦健診等のあり方について

乳幼児健診や妊産婦健診は、身体的な側面だけでなく母親の不安を取り除くような相談の機会の充実、多様な家庭に配慮した受診方法や時間などへの配慮が重要である。また、家族支援に向けた健診内容や受診方法等について検討が必要である。産後うつや虐待防止等の観点からも、両親学級の内容の充実(パートナーシップ、働き方、チーム子育て等)や受講がしやすくなるような工夫が重要である。

多胎児、低出生体重児、外国人家庭等への支援

- 健やか親子21ウェブサイトにて、調査研究事業等で作成された啓発資料を「参考資料」として掲載。
- 多胎児、低出生体重児、外国人家庭等への支援にご参考いただけるものとして、多胎児支援のポイント、低出生体重児保健指導マニュアル、多言語版の母子健康手帳等の資料を掲載。

健やか親子21
妊娠・出産・子育て期の健康に関する情報サイト





健やか親子21と成育基本法について

子どもの健やかな成長を確保するため、妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない施策を推進しています。



データでわかる妊娠・出産・子育て

妊娠・出産・子育て期の数値について、データとイラストでわかりやすく説明しています。



マタニティマーク

マタニティマークの目的やご活用ガイド、アンケート結果などを掲載しています。



イベント

健やか親子21で実施している、全国大会やアワードなどのイベントを紹介しています。



参考資料

調査研究事業などで作成された妊娠前から子育て期の健康づくりに関する資料を掲載しています。(一部の方向け、専門向け)



乳幼児健診情報システム (自治体向け)

市町村で健診を行う自治体の母子健康手帳に付添いできるように実装する応用システムです。

参考資料

平成28～令和3年度の調査研究事業等で作成された啓発資料等を掲載しています。



不妊症・不育症



妊娠中・産後



未熟児・多胎・外国人等への支援



乳幼児期

多胎児、低出生体重児、外国人家庭等への支援のための資料の例

-多胎児支援のポイント、低出生体重児保健指導マニュアル-

多胎児支援のポイント

- 自治体の保健師、助産師、栄養士等が、困難さや不安に直面する多胎児の保護者を支援するためのポイントをまとめたもの。
- 多胎児への支援に必要な基本的なこと、多胎児の家族への支援のポイント、具体的な支援策、お母さん・お父さんからのQ & A等により構成。

低出生体重児保健指導マニュアル

- 地域で保健師が低出生体重児とその保護者を支援できるよう、低出生体重児の発達や不安を抱える家族のサポートなどについてまとめたもの。
- 低出生体重児用の成長曲線については、令和3～4年度の調査研究事業*で検討中。

*厚生労働省科学研究費補助金：低出生体重児の成長・発達評価手法の確立のための研究



乳幼児身体発育曲線及び幼児身長体重曲線の改訂について

- 母子健康手帳に記載されている乳幼児身体発育曲線及び幼児身長体重曲線は、乳幼児身体発育調査の結果に基づき作成されている。
- 乳幼児身体発育調査は、昭和35（1960）年以降10年ごとに、全国的に乳幼児の身体発育の状態を調査し、我が国の乳幼児身体発育値を定め、併せて、乳幼児の運動機能、栄養法などの現状を把握している。
- 従来の調査実施の間隔を踏まえ、令和2（2020）年度に調査を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大下において、身長や体重等の計測を行う調査の特性上、郵送法等調査方法の変更が困難であること等により、令和2年度、令和3年度の調査実施を見送っている。
- 現在、長期的な新型コロナウイルス感染症等対策の必要性等も踏まえた調査方法等を検討し、令和5（2023）年度に実施できるよう、準備を進めているところである。
- 母子健康手帳の省令様式の改正に当たっては、調査結果に基づく乳幼児身体発育曲線及び幼児身長体重曲線が作成された時点で、必要となる検討を行う予定である。